

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成27年9月8日(火) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 3時09分

出席者 委 員 委員長 岡 賢 治

大 谷 好 一 大 出 三 夫 大阿久 岩 人

長 芳 孝 入 野 登志子 海老原 恵 子

高 岩 義 祐

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 茂 呂 健 市 青 木 一 男 針 谷 育 造

坂 東 一 敏 広 瀬 昌 子 小久保 かおる

古 沢 ちい子 白 石 幹 男 平 池 紘 士

針 谷 正 夫 大 川 秀 子 千 葉 正 弘

天 谷 浩 明 福 富 善 明 大 武 真 一

小 堀 良 江 梅 澤 米 満 福 田 裕 司

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

主 査 福 田 博 紀 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

道 路 課 長	田 中 良 一
河 川 緑 地 課 長	天 谷 和 夫
参 事 兼 下 水 道 課 長	村 上 隆 一
水 道 工 務 課 長	古 澤 一 豊
参 事 兼 都 市 計 画 課 長	松 澤 賢 一
市 街 地 整 備 課 長	國 保 能 克
住 宅 課 長	大 野 和 久
建 築 課 長	長 智 巳
大平総合支所都市整備課長	齊 藤 昌 巳
大平総合支所都市建設課長	牧 野 修 一
藤岡総合支所都市建設課長	安 生 光 宏
都賀総合支所都市建設課長	坂 田 知 司
西方総合支所産業建設課主幹	高 橋 克 行
岩舟総合支所都市建設課長	水 落 恒 夫

平成27年第3回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成27年9月8日 午後 1時開議 全員協議会室

日程第1 認定第 1号 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取

日程第2 認定第 6号 平成26年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第3 認定第 7号 平成26年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第4 認定第 8号 平成26年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第5 認定第10号 平成26年度栃木市水道事業会計決算の説明聴取

◎開会及び開議の宣告

○委員長（岡 賢治君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○委員長（岡 賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

各会計の決算につきましては、9月15日開催の常任委員会でのスムーズな審査のため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いしたいというものであります。

また、本日の説明に際しましては、さきに開催した全員協議会で報告した事業並びに説明欄の金額の読み上げを省略いたしまして、決算概要の説明のみといたします。

質疑等審査については、9月15日開催の常任委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

◎認定第1号の上程、説明

○委員長（岡 賢治君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。なお、説明は座ったままで結構です。

長建築課長。

○建築課長（長 智君） 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算書の歳出の所管関係部分につきましてご説明いたします。

204、205ページをお開きください。2款1項5目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。上から2事業目の市有建築物定期点検業務委託費につきましては、建築基準法の規定に基づく市有建築物207施設、404棟の定期点検業務委託料であります。

次の長期営繕計画策定事業費につきましては、市有建築物の保全情報システム利用料であります。

次のページをお開きください。6目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。上から9事業目のまちなか土地利用推進室一般経常事務費につきましては、臨時職員の賃金が主なものであります。

次のまちなか土地利用計画推進事業費につきましては、国の交付事業であります地方都市リノベーション事業の交付申請に必要な整備計画書の作成委託料が主なものであります。

続きまして、214、215ページをお開きください。12目についてご説明いたします。右の備考欄を

ごらんください。一番下の渡良瀬遊水地対策事業費につきましては、合同慰霊碑の樹木剪定及び除草業務委託料が主なものであります。

続きまして、278、279ページをお開きください。4款1項3目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の水道事業会計繰出金につきましては、水道事業職員の児童手当、子ども手当に対する繰出金並びに都賀水道事業、西方水道事業への企業債償還金及び支払利息に対する補助の繰出金及び岩舟水道事業の水源地補償金に対する繰出金及び大平北武井地区の簡易水道設備整備事業に対する繰り出しであります。

次ページをお開きください。5目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。上から4事業目の浄化槽台帳整備事業費につきましては、岩舟地域の合併処理浄化槽の設置状況を確認するために浄化槽台帳の整備を行ったものであります。

続きまして、296、297ページをお開きください。6款1項5目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。2行目の農業集落排水特別会計繰出金につきましては、一般会計から農業集落排水特別会計へ充当した繰出金であります。

続きまして、320、321ページをお開きください。8款1項1目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。まず、13款1項1目予備費からの充用につきましては、道路課一般経常事務費（栃木）の委託料及び都市建設課一般経常事務費（都賀）の補償補填及び賠償金への充用であります。

次に、3事業飛びまして、バリアフリー推進事業費につきましては、栃木市バリアフリーマップ印刷費が主なものであります。

次のページをお開きください。2目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の狭あい道路整備補助金につきましては、建築確認申請を提出する際の狭あい道路拡幅整備に伴う分筆測量費用8件分及び塀等工作物の撤去費用9件分に対する補助金であります。

次に、1事業飛びまして、合併に伴う建築確認支援システムデータ移行事業費につきましては、岩舟町合併に伴う確認データ移行費であります。

続きまして、2項1目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。3事業目の道路橋りょう総務事務費（栃木）につきましては、道路の破損等の監視、調査を行います臨時職員1名分の賃金、公共下水道本舗装復旧工事に伴う工事負担金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、道路橋りょう総務事務費（大平）につきましては、市道、橋りょう等に設置してあります街路灯296基分の電気料及び大平町富田と下皆川地内2カ所のアンダーパスポンプ場警報器回線使用料及び保安管理業務委託料であります。

○委員長（岡 賢治君） 田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） 続きまして、2項2目についてご説明いたします。

次のページをお開きください。2事業目の市道維持管理費（栃木）につきましては、水路清掃や

草刈り等の道路補修作業員の賃金、自治会等において道路清掃等を実施した団体に対する道路愛護作業員報償金、樹木管理業務、新栃木駅、栃木駅の連絡通路や駅前広場の清掃業務等の道路管理等委託料、栃木地域内の市道補修用資材費及び交通安全施設補修用資材費が主なものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費（栃木）につきましては、泉町地内市道A40号線の側溝打ちかえ工事費であります。

次の市道各号線舗装補修事業費（栃木）につきましては、野中町地内市道D17号線以下4路線の舗装補修工事費であります。

次の道普請事業費につきましては、小野口町地内及び箱森町地内の道普請事業のための用地測量業務委託料のほか、小野口町地内及び箱森町地内の道普請事業用へ支給した資材の購入費であります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費（栃木）につきましては、交通の安全を確保するための街路灯設置や区画線設置等の工事費が主なものであります。

次の電柱移設等事業費につきましては、菌部町2丁目地内1カ所の市道上で車の通行に支障となっていた電柱の移設補償金であります。

次の通学路安全施設整備事業費につきましては、市内通学路の安全を確保するための藤岡町藤岡地内の薄層カラー舗装ほか14路線の区画線や防護柵設置の工事費であります。

次に、1事業飛びまして、市道維持管理費（大平）につきましては、市道の舗装補修、敷砂利並びに街路樹管理などの道路管理等委託料が主なものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費（大平）につきましては、大平町富田地内市道O-204号線ほか2路線の舗装補修工事費が主なものであります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費（大平）につきましては、道路の安全を確保するための区画線や標識及び道路反射鏡などを設置、修繕した工事費であります。

次の市道O-345号線アンダーパス警報装置板設置事業費（大平富田）につきましては、情報板設置工事に伴う設計の委託料であります。

次の市道維持管理費（藤岡）につきましては、市道維持補修のための臨時職員賃金2名分、市道の除草及び道路維持補修業務などの道路管理等委託料、アスファルト合材などの市道補修用資材費が主なものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費（藤岡）につきましては、老朽化した舗装を修繕するための市道F8号線及び市道F1-93号線の舗装修繕工事費であります。

次のページをお開きください。備考欄1事業目の市道各号線交通安全施設整備事業費（藤岡）につきましては、交通の安全を確保するための市道F2号線の区画線設置工事費が主なものであります。

次の市道F5号線舗装修繕事業費（藤岡本郷）につきましては、交通量が多く、舗装の損傷が激

しい市道 F 5 号線の舗装修繕工事費であります。

次の北坪地区流末排水整備事業費につきましては、大雨時に冠水被害が発生している北坪地区流末排水路を改修整備するための測量、設計等委託料であります。

次の市道維持管理費（都賀）につきましては、道路照明灯の管理費用や維持管理等の委託料が主なものであります。

次の市道維持管理費（西方）につきましては、市道の維持補修や植栽の管理業務等の道路管理等委託料、東武鉄道軌道下などのアンダーパスにおける排水設備保守委託料、市道各号線道路舗装補修工事費が主なものであります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費（西方）につきましては、市道の安全確保のための区画線やガードレールの設置工事費が主なものであります。

次の市道 N-1009 号線道路法面補修事業費（西方真名子）につきましては、西方町真名子地内の道路法面の補修工事費であります。

次の市道維持管理費（岩舟）につきましては、市道の舗装補修、市道側溝補修等の道路管理等委託料及び道路維持用合材や道路側溝ふた等の購入費が主なものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費（岩舟）につきましては、老朽化した舗装を修繕するため、市道 I 5 号線、市道 I 70 号線、市道 I 212・355 号線の舗装修繕工事費であります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費（岩舟）につきましては、道路の安全な通行を確保するため、路面標示設置、区画線設置及び市道 I 324 号線の落石防止柵設置などの工事費であります。

以上、2 目までの説明を終わります。

○委員長（岡 賢治君） 齊藤大平都市整備課長。

○大平総合支所都市整備課長（齊藤昌巳君） 続きまして、3 目についてご説明いたします。

右の備考欄をごらんください。2 事業目の市道各号線道路改良事業費（栃木）につきましては、大塚町地内市道 119 号線の道路拡幅工事費、市内各号線の道路拡幅工事費が主なものであります。

次に、市道 A 1 号線交通安全施設整備事業費（栃木万町）につきましては、平成 25 年度からの繰り越しであり、延長 107 メートル、幅員 11.5 メートルの道路拡幅工事費であり、次のページをお開きください。備考欄 1 行目の交通安全施設用地 45 平米の用地購入費及び支障建物等 2 件の物件移転等補償金であります。

次の市道 209 号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、道路用地 1,086 平米の用地購入費及び支障工作物等 3 件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道 C 13 号線道路改良事業費（栃木大宮町）につきましては、延長 148 メートル、幅員 6 メートルの道路拡幅工事費、道路用地 106 平米の用地購入費及び支障工作物等 7 件の物件移転等補償金であります。

次の市道 102 号線道路改良事業費（栃木今泉町 1 丁目）につきましては、道路排水修正設計の測

量、設計等委託料、道路用地462平米の用地購入費及び支障建物等2件の物件移転等補償金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市道106号線交通安全施設整備事業費（栃木祝町）につきましては、平成25年度からの繰り越しであり、延長87メートル、幅員11.5メートルの道路拡幅工事費、道路用地472平米の用地購入費及び支障建物等2件の物件移転等補償金であります。

次に、2事業飛びまして、市道C386号線道路改良事業費（栃木川原田町）につきましては、県事業で実施している河川改修に伴う市道橋の架け替えに必要な設計業務への県営事業負担金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市道107号線交通安全施設整備事業費（栃木本町・城内1丁目）につきましては、延長37メートル、幅員2メートルの交通安全施設整備工事費であります。

次の市道D23号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、次のページをお開きください。基準点路線測量道路詳細設計等の測量、設計等業務委託料であります。

次の市道D277号線外6路線道路改良事業費（栃木箱森町）につきましては、箱森西部土地区画整理事業で整備した道路について、公共施設管理負担金としての法定負担金であります。

次の市道O-572号線道路改良事業費（大平真弓）につきましては、延長33.5メートル、幅員5メートルの市道拡幅工事費が主なものであります。

次の市道O-205号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、道路改良工事のための設計の委託料であります。

次の市道O-527号線歩道整備事業費（大平新）につきましては、延長289.8メートル、歩道幅員2.5メートルの歩道整備工事費及び拡幅工事用地399.31平米の用地購入費が主なものであります。

次の市道O-16号線道路改良事業費（大平西山田）につきましては、工作物及び立竹木等の1件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道O-575号線接続道路改良事業費（大平西水代）につきましては、延長110メートル、幅員4メートルの市道拡幅工事費であります。

次の市道O-30・O-1号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、道路改良工事のための測量の委託料であります。

次に、1事業飛びまして、市道O-70号線道路改良事業費（大平北武井）につきましては、道路改良工事のための測量、設計等委託料であります。

次の市道O-110号線道路改良事業費（大平新）につきましては、道路改良工事のための測量、設計等委託料であります。

次の市道O-159号線道路改良事業費（大平蔵井）につきましては、延長220メートル、歩道幅員2.1メートルの歩道整備工事費であります。

次の下皆川・富田土地区画整理事業地内市道新設事業費につきましては、栃木藤岡バイパス下皆

川・富田土地区画整理事業地区周辺の通過交通の安全性の確保や利便性の向上を図るため、東武日光線沿いの市道〇―405号線とJR両毛線沿いの市道〇―416号線の用地測量、道路設計などの委託料及び工事費として市道〇―405号線、延長33メートルと市道〇―416号線、延長159メートル、また市道〇―416号線の面積303平米の用地購入費であります。

次の市道各号線道路改良事業費（藤岡）につきましては、藤岡地域の保育園が統合となる藤岡は一とらんど保育園の進入路である市道F 3―316号線拡幅整備のための測量設計等委託料が主なものであります。

以上です。

○委員長（岡 賢治君） 高橋西方産業建設課主幹。

○西方総合支所産業建設課主幹（高橋克行君） 次のページをお開きください。

備考欄1事業目の市道F 1―15号線外道路改良事業費（藤岡新井新田）につきましては、25.8平米の市道拡幅用地購入費が主なものであります。

次の市道F 21・1―120号線道路改良事業費（藤岡太田北）につきましては、276.3平米の市道拡幅用地購入費及び支障工作物等5件の物件移転等補償金であります。

次の市道F 1―98号線道路改良事業費（藤岡大田和西）につきましては、419.4平米の市道拡幅用地購入費及び支障工作物等2件の物件移転等補償金であります。

次に、1事業飛びまして、市道各号線道路改良事業費（都賀）につきましては、市道T 1・T 51号線歩道設置工事に伴う用地調査委託料、工事費及び用地購入費等であります。

次の市道T③―278/279号線道路改良事業費（赤津地区）につきましては、大柿地内延長271メートル、幅員6メートルの市道拡幅工事費であります。

次の市道T③―171号線道路改良事業費（赤津地区）につきましては、延長175メートル、幅員6.5メートルのつがの里進入路整備に伴う市道拡幅工事費であります。

次に、1事業飛びまして、市道T②―172号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、延長136メートル、幅員6.5メートルの市道拡幅工事であります。

次の市道T③―282号線道路改良事業費（赤津地区）につきましては、延長100メートル、幅員6メートルのつがの里進入路整備に伴う市道拡幅工事費であります。

次の市道T③―188号線道路改良事業費（赤津地区）につきましては、白久保地内延長185メートル、幅員4メートルの市道改良事業に伴う道路詳細設計委託料及び拡幅工事費であります。

次の市道各号線道路改良事業費（西方）につきましては、西方町本城地内の市道N―3101号線の舗装新設工事費であります。

次のページをお開きください。備考欄2事業目の市道I 98号線道路改良事業費（岩舟下津原）につきましては、延長122.5メートル、幅員5メートルの市道拡幅工事費であります。

次の市道I 223号線道路改良事業費（岩舟鷺巣）につきましては、市道の拡幅を行い、安全かつ

円滑な通行を確保するため、延長550メートルの用地測量、物件調査の委託料であります。

次のI388号線道路改良事業費（静）につきましては、市道の拡幅を行い、安全かつ円滑な通行を確保するため、延長213.7メートルの用地測量、物件調査業務委託費、道路用地として240.35平米の用地購入費及び支障物件4件の物件移転補償金であります。また、用地購入費及び物件移転補償金につきまして明許線越をしております。

次に、市道I614号線道路改良事業費（静）につきましては、道路の拡幅を行い、安全かつ円滑な通行を確保するため、延長206.4メートルの用地測量、物件調査業務委託費、岩舟駅前防犯カメラ移設工事費、道路用地として1,039.7平米の用地購入費及び支障物件等3件の物件移転補償金であります。また、工事請負費、用地購入費及び物件移転補償金につきまして明許線越をしております。

○委員長（岡 賢治君） 天谷河川緑地課長。

○河川緑地課長（天谷和夫君） 続いて、4目橋りょう維持費についてご説明いたします。

右の備考欄をごらんください。1事業目の市道各号線橋りょう維持補修事業費につきましては、大久保町地内永倉橋の高欄塗装工事費であります。

次の市道各号線橋りょう補修事業費につきましては、大久保町地内市道243号線の永倉橋の落橋防止設計業務委託料であります。

次に、1事業飛びまして、市道各号線橋りょう維持補修事業費（大平）につきましては、市道橋の照明器具修繕料であります。

続いて、5目橋りょう新設改良費につきましてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。市道233号線（永宮橋）橋りょう整備事業費（栃木野中町）につきましては、橋りょう架け替えに伴う道路用地672平米の用地購入費が主なものであります。

次のページをお開きください。続きまして、3項1目河川総務費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。2事業目の調整池等管理費（栃木）につきましては、惣社東産業団地内調整池ほか6件の管理業務委託料であります。

次の河川総務事務費（栃木）につきましては、河川愛護会運営費補助金51万2,000円が主なものであります。

次の河川維持補修事業費につきましては、主に千塚町地内の水路のほか7件の河川維持補修工事費であります。

次の河川浄化施設管理費につきましては、県庁堀川に設置しております雑排水浄化施設の電気代及び浄化施設の維持管理業務委託料であります。

次の河川・水路清掃事業費につきましては、市内水路の清掃作業員賃金や箱森町地内ほか19件の水路等の除草や高圧洗浄及び土砂の除去処分などの清掃業務等委託料が主なものであります。

次の河川維持管理費につきましては、市街化区域内雨水排水路の浚渫、清掃、除草業務などの施

設管理委託料であります。

次の河川総務事務費（藤岡）につきましては、渡良瀬遊水地第二調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会ほか2団体への補助金が主なものであります。

次の樋管操作委託事業費につきましては、渡良瀬遊水地周囲の12カ所の樋管操作委託料が主なものであります。

次の河川総務事務費（都賀）につきましては、平川地内の河川樋門管理のための報奨金及び事務用消耗品であります。

次の調整池等管理費（都賀）につきましては、合戦場・升塚西部土地区画整理地内の調整池等管理のための除草委託料であります。

次の河川総務事務費（岩舟）につきましては、岩舟地内の水路等の法面崩落補修のための土のう用採石の購入費であります。

次の2目河川改良費についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の河川整備事務費（栃木）につきましては、排水路修繕用資材費が主なものであります。

次の河川改修事業費につきましては、沼和田町地内杣井木川流域基本計画策定業務委託料であります。

次の排水路整備事業費（栃木）につきましては、大町地内ほかぬかり沼川延長900メートルの測量業務委託料及び樋ノ口地内延長72メートルの排水路の河床整備工事ほか4件の排水路整備工事費であります。

次のページをお開きください。備考欄1行目の清水川支川分水路整備事業費につきましては、清水川の支川である箱森町地内館野川の延長85.8メートルの河川改修工事費であります。

次の調整池等管理費（大平）につきましては、上牛久調整池ほか3件の管理業務委託料であります。

次の大橋大川筋河川整備事業費（赤津地区）につきましては、延長112メートルの大橋地内普通河川整備に伴う工事費であります。

次の主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費（都賀合戦場）につきましては、合戦場地内の主要地方道宇都宮亀和田栃木線沿線の溢水被害を防止するため、県が施行する道路排水整備事業に要する費用で、負担協定に基づく事業費の31.7%を県へ負担したものであります。平成25年度からの繰り越ししたものであります。

○委員長（岡 賢治君） 松澤都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（松澤賢一君） 続きまして、4項1目都市計画総務費についてご説明を申し上げます。

備考欄2行目の都市計画課一般経常事務費（栃木）につきましては、都市計画課の消耗品及び都市計画図印刷製本費などの需用費や審議会委員の報酬及び都市計画図の原図修正業務委託料などで

あります。

次の都市計画基本図作成事業費につきましては、合併等に伴う都市計画総括図の追加修正のための業務委託料であります。

次の屋外広告物指導事業費につきましては、違反広告物除却推進団体への作業用消耗品及び嘉右衛門町伝建地区内の屋外広告物現況調査業務委託料などであります。

次のシビックコア推進事業費につきましては、シビックコア関連協議のための職員旅費及び事務用消耗品などの費用であります。

次の開発指導事業費につきましては、開発許可の事務処理などに伴う費用であります。

次の都市建設課一般経常事務費（大平）につきましては、都市建設課の消耗品等の需用費及び公用車の車検整備に伴う修繕料などあります。

次の都市計画事務費（藤岡）につきましては、事務用消耗品などの費用であります。

次の岩舟駅南口整備事業費につきましては、岩舟駅周辺地区整備基本構想策定のための業務委託料などあります。

次の2目土地地区画整理費であります。備考欄1行目の栃木駅周辺地区景観形成基金積立金につきましては、栃木駅周辺地区景観形成のための基金運用利子を積み立てたものであります。

次の区画整理事務費（栃木）につきましては、土地地区画整理関係の事務処理に要した事務用消耗品及び県土地地区画整理連合協議会への負担金などの費用であります。

次の平川地区開発事業費につきましては、小山栃木都賀線の東側に隣接し、現在市街化調整区域となっております面積約20ヘクタールの平川地区の今後の土地利用や整備手法等を検討するための基本構想策定業務委託料であります。

次に、340ページ、341ページをごらんください。備考欄1行目の区画整理事務費（大平）につきましては、都市建設課の消耗品等の需用費であります。

次に、4目下水道費であります。備考欄の下水道特別会計繰出金につきましては、一般会計から下水道特別会計へ充当した繰出金であります。

次に、5目公園費であります。備考欄1行目の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、都市公園等管理費（栃木）の賠償金4万1,000円、つがの里管理運営費の工事請負費41万3,000円、つがの里公園整備事業費（赤津地区）の工事請負費52万4,000円及び都市公園等管理費（岩舟）の維持補修費46万4,000円への充用であります。

次に、2事業飛びまして、都市公園等管理費（栃木）につきましては、永野川緑地公園の除草などのための臨時作業員の賃金及び永野川緑地公園等の都市公園の芝や樹木などの樹木管理等委託料、都市公園の浄化槽維持管理業務などの公園管理等委託料及び第二公園や太平山大曲駐車場等の不動産賃借料などのほか、都市公園施設の光熱水費1,068万496円や公園施設等の維持補修費425万5,968円などあります。

次の総合運動公園管理運営委託費につきましては、栃木市総合運動公園の管理運営を行う指定管理者の株式会社メディカルフィットネスとちの木への管理運営委託料であります。

次の総合運動公園管理費につきましては、高木剪定などの樹木管理等委託料のほか、テニスコートトイレ改修工事や駐車場区画線改修工事等の維持補修費249万5,880円などであります。

次に、1事業飛びまして、太平山県立自然公園施設整備事業費につきましては、見晴台園地の階段改修設計の業務委託料であります。

○委員長（岡 賢治君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） 引き続き公園費のご説明をいたします。

342、343ページをお開きください。右側の備考欄1行目の歩いていける公園整備事業費〔(仮称)箱森公園〕につきましては、箱森西部土地区画整理事業地内に新設した公園について、公園の管理者が負担する法定負担金であります。

次の生垣設置奨励補助金につきましては、生け垣を設置した市民に対して交付した補助金であります。

次の歩いていける公園整備事業費〔芝塚山公園〕につきましては、片柳町1丁目地内芝塚山公園の法面改修工事費であります。

次の歩いて行ける公園整備事業費（錦着山公園）につきましては、箱森町地内錦着山公園の法面整備測量設計業務委託料であります。

次の公園施設整備事業費につきましては、箱森町十二社ちびっこ広場のトイレ設置工事費であります。

次の都市公園等管理費（大平）につきましては、大平地域の運動公園、街区公園、ミニ公園など計85公園の樹木管理など28件の管理業務委託料や、大平運動公園内の噴水等の設備機器の保守点検及び警備、トイレ清掃など7件の施設管理業務委託料のほか、大平運動公園の排水溝整備やミニ公園の滑り台設置など5件の工事費が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、都市公園等管理費（藤岡）につきましては、26カ所の都市公園等の除草及び清掃業務などの公園管理等委託料であります。

次の藤岡渡良瀬運動公園管理費につきましては、除草や樹木伐採剪定等管理業務委託料が主なものであります。

次の藤岡スポーツふれあいセンター管理費につきましては、光熱水費や警備、清掃等委託料が主なものであります。

次のつがの里管理運営費につきましては、ふるさとセンターの嘱託員報酬、臨時職員賃金、除草や清掃等の管理業務委託料及びエアコン設置工事費が主なものであります。

次の都市公園等管理費（都賀）につきましては、つがの里や街区公園4カ所の維持管理に要する費用でありまして、光熱水費及び維持修繕費が主なものであります。

次の公園整備事務費（都賀）につきましては、消耗品費等であります。

次に、1事業飛びまして、都市公園等管理費（西方）につきましては、16カ所の都市公園等の維持管理に要する費用でありまして、光熱水費及び維持修繕費、除草や施設の管理、保守点検等のための公園管理等委託料が主なものであります。

次の都市公園等管理費（岩舟）につきましては、公園施設内の遊具等の修繕料及び都市公園の清掃業務及び除草などの公園管理等委託料であります。

次の岩舟総合運動公園管理費につきましては、樹木管理のためのチェーンソーの備品購入費であります。

6目まちづくり事業費についてご説明いたします。次の344、345ページをお開きください。右の備考欄1行目の医療福祉モール特別会計繰出金につきましては、一般会計から医療福祉モール特別会計への繰出金であります。

次に、3事業飛びまして、伝建まちづくり事業費につきましては、嘉右衛門町伝建地区への来訪者のスムーズな移動を充実させる誘導サイン等を設置するための伝建地区サイン計画策定の業務委託料などであります。

続きまして、5項1目住宅管理費についてご説明いたします。右の備考欄2行目の改良住宅管理費（栃木）につきましては、城内町2丁目にあります改良住宅の敷地の賃借料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市営住宅共通管理費（栃木）につきましては、指定管理者への市営住宅運営委託料、大宮市営住宅ほか6住宅の敷地の賃借料、住宅管理のためのOAシステム機器借上料及び藤岡地域の市営住宅の一部解体工事費が主なものであります。

次の県営住宅敷地賃借費につきましては、県営大宮住宅及び県営城内南第2市営住宅の敷地の賃借料であります。

次の建築課一般経常事務費につきましては、建築営繕事務に要した経費であります。

次の同和対策住宅新築資金等借入償還基金積立金につきましては、預金利子の基金への積立金であります。

次の定住希望者住宅新築等補助金につきましては、定住希望者住宅新築等760件の固定資産税、都市計画税が相当額の補助であります。

346、347ページをお開きください。右の備考欄2事業目の改良住宅管理費（大平）につきましては、榎本地区の改良住宅の床修繕などの維持修繕費14万6,880円と、富田地区の改良住宅など民有地4件の土地賃借料55万2,324円であります。

次の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金につきましては、入居件数68件、延べ入居者数567名分に対する家賃補助であります。

次の岩舟西根南市営住宅管理費につきましては、昭和53年度建築時に設置されました物置が腐食

していたため、新規に物置を設置したものであります。

以上で一般会計の歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（岡 賢治君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 1時51分）

○委員長（岡 賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

○委員長（岡 賢治君） 歳入の説明をお願いいたします。

安生藤岡都市建設課長。

○藤岡総合支所都市建設課長（安生光宏君） 休憩前に続きまして、平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算書の所管関係部分の歳入についてご説明申し上げます。

94、95ページをお開きください。13款1項7目1節道路橋りょう使用料についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の道路使用料（栃木）につきましては、東京電力やNTTの電柱などの道路占用による使用料であります。以下、次のページとなりますが、道路使用料の（大平）、同じく（藤岡）、（都賀）、（西方）、（岩舟）につきましても同様の内容でございます。

前のページに戻りまして、道路管理施設敷地使用料（栃木）につきましては、道路課車庫敷地内の電柱占用による使用料であります。

次の駅連絡通路施設使用料につきましては、栃木駅の南北連絡通路の広告掲示板使用料であります。

次のページをお開きください。96、97ページでございます。1行目の法定外公共物使用料（栃木）につきましては、認定外道路の使用による使用料でございます。以下、法定外公共物使用料（大平）、同じく（藤岡）、（都賀）、（西方）、（岩舟）につきましても同様の内容であります。

次の道路事業等敷地使用料（栃木）につきましては、事業用地内の電柱などの占用による使用料であります。

次に、2節河川使用料、備考欄1行目の法定外公共物使用料（栃木）につきましては、市有水路敷の使用による使用料であります。以下、法定外公共物使用料（大平）、同じく（藤岡）、（都賀）、（西方）、（岩舟）につきましても同様の内容でございます。

次に、3節都市計画使用料、備考欄1行目の都市公園等占用使用料（栃木）につきましては、都市公園などに建柱されている東京電力、NTTなどの電柱などの占用使用料であります。以下、都市公園等占用使用料（大平）、同じく（藤岡）、（都賀）、（西方）、（岩舟）につきましても同様の内容でございます。

前のページに戻りまして、総合運動公園占用使用料につきましては、総合運動公園内の電柱や公

衆電話などの占用使用料であります。

次の公園使用料（栃木）につきましては、太平山県立自然公園内の飲食店などの土地使用料、その他公園内でのイベントなどの行為に伴う使用料でございます。

次のページをお開きください。98、99ページになります。次に、4節公園使用料、備考欄1行目の西方総合公園使用料につきましては、公園内のバーベキュー場などの使用料であります。

次の藤岡スポーツふれあいセンター敷地使用料につきましては、電柱の占用使用料でございます。

次のふるさとセンター・プラザ使用料につきましては、つがの里のファミリーパークプラザとふるさとセンターの施設使用料とバーベキュー場使用料及びバッテリーカー使用料などが主なものでございます。

○委員長（岡 賢治君） 水落岩舟都市建設課長。

○岩舟総合支所都市建設課長（水落恒夫君） 次に、5節住宅使用料、備考欄1行目の市営住宅使用料につきましては、市営住宅18団地、936戸分の住宅使用料であります。

次の改良住宅使用料につきましては、改良住宅4団地、19戸分の住宅使用料であります。

次の市営住宅駐車場使用料につきましては、市営住宅5団地、344台分の駐車場使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅使用料につきましては、平柳と川原田にあります特定公共賃貸住宅30戸分の住宅使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅駐車場使用料につきましては、特定公共賃貸住宅駐車場44台分の使用料であります。

次の市営住宅等敷地使用料（栃木）につきましては、栃木地域の市営住宅敷地内に設置されております電柱等の占用使用料であります。

次の市営住宅使用料滞納繰越分につきましては、平成25年度以前の市営住宅使用料150名分であります。

次の改良住宅使用料滞納繰越分につきましては、平成25年度以前の改良住宅使用料2名分であります。

次の市営住宅駐車場使用料滞納繰越分につきましては、平成25年度以前の市営住宅駐車場使用料43名分であります。

続きまして、112、113ページをお開きください。2項5目1節土木管理手数料についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の確認申請等手数料につきましては、建築確認申請等1,034件分に係る手数料であります。

次のページをお開きください。備考欄1行目の長期優良住宅認定手数料につきましては、長期優良住宅建築等計画認定申請137件分に係る手数料であります。

次の低炭素建築物認定手数料につきましては、低炭素建築物の新築等の計画認定申請1件分に係

る手数料であります。

次に、2節道路橋りょう手数料、備考欄1行目の道路台帳閲覧等手数料(栃木)につきましては、道路台帳等閲覧申請のありました手数料であります。以下、道路台帳閲覧等手数料(大平)、同(藤岡)、(都賀)、(西方)、(岩舟)につきましても同様の内容であります。

次に、3節都市計画手数料、備考欄1行目の都市計画関係証明手数料(栃木)につきましては、市内の用途地域等の20件分の証明手数料収入であります。

次の屋外広告物等許可申請手数料につきましては、立て看板、広告板、のぼり旗等176件分の申請手数料収入であります。

次の開発行為等許可申請手数料につきましては、開発許可申請等295件分に係る手数料であります。

次の都市計画関係証明手数料(藤岡)につきましては、都市計画に関する証明手数料であります。

次の都市計画関係証明手数料(都賀)につきましては、合戦場・升塚西部区画整理地内の土地証明手数料であります。

続きまして、118、119ページをお開きください。14款2項2目1節保健衛生費補助金についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。上から3行目の循環型社会形成推進交付金及び次の汚水処理施設整備交付金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業費に対する補助率3分の1の交付金であります。

次のページをお開きください。1行目の汚水処理施設整備交付金(岩舟町承継)につきましては、旧岩舟町の合併処理浄化槽設置補助事業に対する補助率3分の1の交付金を合併により承継したものであります。

○委員長(岡 賢治君) 坂田都賀都市建設課長。

○都賀総合支所都市建設課長(坂田知司君) 続きまして、3目1節道路橋りょう費補助金についてご説明いたします。

右の備考欄をごらんください。1行目の市道A1号線社会資本整備総合交付金につきましては、工事請負費、補償金等の補助基本額3,400万円に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の市道114号線社会資本整備総合交付金につきましては、工事請負費の補助基本額1,400万円に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の市道F⑤-84号線社会資本整備総合交付金につきましては、工事請負費の補助基本額475万円に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の市道F⑤-24号線社会資本整備総合交付金につきましては、工事請負費の補助基本額198万円に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の舗装繕計画策定社会資本整備総合交付金につきましては、委託料の補助基本額1,000万円に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の防災・安全交付金につきましては、市道114号線道路改良事業（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）、市道209号線道路改良事業（栃木平井町）、市道106号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）、橋梁長寿命化修繕事業、市道各号線橋りょう補修事業、市道 I 388号線道路改良事業（岩舟静）、通学路安全施設整備事業に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（安全で快適な社会基盤整備）につきましては、市道〇—527号線歩道整備事業（大平新）に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次に、2節都市計画費補助金、備考欄1行目の社会資本整備総合交付金（赤津地区）につきましては、つがの里を中心とした公園整備、市道T③—171号線ほか3路線の道路改良事業費及び大橋大川筋河川整備事業費に対する補助率10分の4の交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（新大平下駅前地区）につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業に伴う施工後の民有地の減価分に対するべく先行取得するための用地購入費等に対する補助率10分の4の交付金であります。

次に、3節住宅費補助金、備考欄1行目の市営住宅リフレッシュ事業社会資本整備総合交付金につきましては、城内南市営住宅中層の外壁及び排水管改修工事、城内南市営住宅低層の屋根瓦かえ工事に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の定住希望者住宅新築補助事業社会資本整備総合交付金につきましては、定住希望者住宅新築等補助事業に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の住宅・建築物安全ストック形成事業社会資本整備総合交付金につきましては、中学校の屋内運動場の耐震補強設計費及び民間木造住宅の耐震診断等の補助基本額1,754万4,000円に対する補助率3分の1の補助金であります。

次の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業社会資本整備総合交付金につきましては、入居件数68件、延べ入居者数567名分の家賃補助に対する補助率10分の5以内の交付金であります。

続きまして、124、125ページをお開きください。3項3目1節河川費委託金についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。樋管操作委託金（藤岡）につきましては、渡良瀬遊水地周囲の11カ所の樋管操作委託金であります。

続きまして、134、135ページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。下から2事業目の合併処理浄化槽設置費補助金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業費に対する補助率3分の0.9の県補助金であります。

次の合併処理浄化槽設置費補助金（岩舟町承継）につきましては、旧岩舟町の合併処理浄化槽設置補助事業に対する補助率3分の0.9の県補助金を合併により承継したものであります。

次のページをお開きください。続きまして、5目1節住宅費補助金についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の住宅新築資金等貸付助成事業補助金につきましては、住宅新築資金等の償還事務に対する補助率4分の3の県補助金であります。

次の住宅新築資金等貸付助成事業補助金（岩舟町承継）につきましては、合併前の岩舟町における住宅新築資金等の償還事務に対する補助率4分の3の県補助金を合併により承継したものであります。

次の民間住宅耐震診断助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震診断費に対する補助率4分の1の県補助金であります。

次の民間住宅耐震改修助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震改修費に対する補助率4分の1の県補助金であります。

続きまして、142、143ページをお開きください。16款1項1目1節土地建物貸付収入についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。下から6事業目の永野川緑地公園自動販売機設置収入につきましては、永野川緑地公園内に設置されております自動販売機1台分の設置収入と電気使用料であります。

次の栃木市総合運動公園自動販売機設置収入につきましては、栃木市総合運動公園内に設置されております自動販売機24台分の設置収入と電気料でございます。

続きまして、146、147ページをお開きください。上から5事業目の大平運動公園自動販売機設置収入につきましては、大平運動公園内に設置されております自動販売機11台分の設置収入と電気使用量であります。

次に、4事業飛びまして、藤岡スポーツふれあいセンター自動販売機設置収入につきましては、藤岡スポーツふれあいセンター内に設置されております自動販売機2台分の設置収入でございます。

次に、3事業飛びまして、つがの里自動販売機設置収入につきましては、ファミリーパークやふるさとセンター内に設置された自動販売機6台分の設置収入でございます。

次に、2事業飛びまして、西方総合公園自動販売機設置収入（産業建設課）（西方）につきましては、西方総合公園管理棟内に設置された自動販売機1台分の設置収入と電気使用量であります。

○委員長（岡 賢治君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 続いて、2目1節利子及び配当金についてご説明いたしますので、次の148、149ページをごらんください。

右の備考欄下から6事業目の栃木駅周辺地区景観形成基金利子につきましては、栃木駅周辺地区景観形成基金に対する預金利子であります。

次の同和対策住宅新築資金等借入償還基金利子につきましては、同和対策住宅新築資金等借入償還基金に対する預金利子であります。

少し飛びまして、156、157ページをお開きください。18款1項4目1節医療福祉モール特別会計繰入金についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。医療福祉モール特別会計繰入金につきましては、医療福祉モール特別会計におきまして歳入歳出差し引き残額として剰余金が生じ

ましたので、一般会計へ繰り入れたものであります。

少し飛びまして、166、167ページをお開きください。20款3項6目1節住宅費貸付金元利収入についてですが、右の備考欄1行目の住宅新築資金貸付金元利収入、次の宅地取得資金貸付金元利収入につきましては、同和対策事業として昭和50年度から行われた貸付金元利収入であります。

次の住宅新築資金貸付金元利収入滞納繰越分、続く住宅改修資金貸付金元利収入滞納繰越分、さらにその下の宅地取得資金貸付金元利収入滞納繰越分、これらにつきましては平成25年度以前の住宅新築資金貸付金等の元利収入であります。

少し飛びまして、174、175ページをお開きください。5項5目2節雑入についてご説明いたします。右の備考欄下から8事業目、道路賠償責任保険料等（道路課）につきましては、道路賠償責任保険の賠償保険金であります。

次の電気料分担金等（河川緑地課）につきましては、総合運動公園内に設置されておりますGPS観測システム機器、その電気料分担金であります。

次のスポーツ振興くじ助成金（河川緑地課）につきましては、栃木市総合運動公園陸上競技場改修工事に対する独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助成金であります。

次の都市計画図売払収入等（都市計画課）につきましては、都市計画図など509枚の販売収入であります。

次の県営住宅敷地転貸料等（建築課）につきましては、県営大宮住宅及び県営城内南第2住宅の敷地賃借料に係る県からの転貸料であります。

少し飛びまして、180、181ページをお開きください。上から6事業目、都市計画図売払収入等（都市建設課）（大平）につきましては、都市計画図など32枚の売払収入等であります。

次のJR大平下特別会計剰余金（大平都建課）につきましては、JR大平下駅前土地区画整理事業が平成25年度をもって完了いたしましたことから、閉鎖となりましたJR大平下特別会計の決算における歳入歳出差し引き残額を剰余金として、平成26年度一般会計へ繰り入れたものであります。

次に、5事業飛びまして、都市計画図売払収入等（都市建設課）（藤岡）につきましては、都市計画図など36枚の売払収入等であります。

次に、4事業飛びまして、つがの里花彩祭出店店舗水道料等（都市建設課）（都賀）につきましては、4月につがの里で花彩祭を開催したときに出店した店舗から徴収した水道料であります。

次の都市計画図売払収入等（都市建設課）、ここでページがかわりますので、183ページ上段をごらんください。183ページ上段の（都賀）につきましては、都市計画図など9枚の売払収入及び自動車損害共済災害共済金のそれらの合計であります。

次に、4事業飛びまして、宇都宮西中核工業団地事務組合職員負担金等（産業建設課）（西方）につきましては、都市計画図など14枚の売払収入等であります。

一番下の都市計画図売払収入等（都市建設課）（岩舟）につきましては、都市計画図37枚の売払

収入及び公用車自動車損害共済災害共済金であります。

以上で一般会計の歳入の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（岡 賢治君） 以上で歳入歳出決算の所管関係部分の説明は終わりました。

◎認定第6号の上程、説明

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第2、認定第6号 平成26年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

村上下水道課長。

○参事兼下水道課長（村上隆一君） ただいまご上程いただきました認定第6号 平成26年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。決算書616、617ページをお開きください。1款1項1目一般管理費であります。右の備考欄をごらんください。3事業目の使用料徴収事務委託費につきましては、下水道使用料徴収事務に伴う水道事業者への徴収事務委託料であります。

3事業飛びまして、公営企業会計移行業務委託費につきましては、栃木市下水道事業が公営企業会計に円滑に移行するため、基本計画策定業務及び資産管理台帳作成業務の委託料であります。

次の公共下水道普及対策事業費につきましては、下水道の普及に伴う河川水等の水質向上の状況を把握するため、水質調査業務委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。2款1項1目公共下水道管理費であります。右の備考欄をごらんください。公共下水道施設管理費につきましては、市内68カ所のマンホールポンプ場の警報装置の通信料、下水道管渠の修繕にかかわる測量設計等委託料、流域下水道への流入点における流量及び水質調査委託料、下水道管内のテレビカメラによる調査及び管内清掃委託料、マンホールポンプ68カ所の保守点検の年間委託料、片柳市営住宅における台風等豪雨に備えたポンプ設置の緊急対策委託料、公共下水道管渠、マンホール及び公共汚水ますの修繕工事が主なものであります。

次のページをお開きください。3款1項1目流域下水道事業費であります。右の備考欄をごらんください。1行目の流域下水道維持管理負担金と、次の流域下水道建設負担金につきましては、巴波川浄化センター及び大岩藤浄化センター並びに栃木県下水道資源化工場などで行っております下水処理費のうち、本市が負担する県への法定負担金であります。

次のページをお開きください。4款1項1目公債費元金であります。右の備考欄をごらんください。市債償還元金につきましては、これまでに下水道事業のために借入れをしました市債998件分の償還元金であります。

次に、2目利子であります。右の備考欄をごらんください。市債償還利子につきましては、これまでに借入れをしました市債1,078件分の償還利子であります。

次のページをお開きください。5款1項1目予備費につきましては、支出はありません。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。602、603ページをお開きください。1款1項1目1節下水道受益者負担金であります。右の備考欄をごらんください。1行目の栃木地域下水道受益者負担金から6行目の岩舟地域下水道受益者負担金につきましては、地域ごとの受益者負担金の収入であります。

次のページをお開きください。2款1項1目1節下水道使用料であります。右の備考欄をごらんください。栃木地域下水道使用料につきましては、栃木地域の下水道使用料の収入であります。

次の下水道施設土地使用料につきましては、市有地に設置されております東京電力と栃木ケーブルテレビの電柱、支柱等の土地使用料の収入でございます。

次の大平地域下水道使用料から7行目の岩舟地域下水道使用料につきましては、地域ごとの下水道使用料の収入であります。なお、8行目の岩舟地域の下水道使用料は、岩舟町の平成25年度2月、3月分使用料の承継としての収入でございます。

次に、2項1目1節下水道手数料であります。右の備考欄をごらんください。排水設備計画確認手数料につきましては、排水設備の接続に伴う計画確認手数料926件分の収入であります。

次の排水設備検査手数料につきましては、排水設備の接続に伴う検査手数料941件分の収入であります。

次の受益者負担金督促手数料につきましては、督促手数料720件分の収入であります。

次の排水設備指定工事店登録手数料につきましては、排水設備指定工事店の5年置きを更新及び新規の登録手数料99件分の収入であります。

次のページをお開きください。3款1項1目1節下水道費補助金であります。右の備考欄をごらんください。社会資本整備総合交付金（下水道）及び汚水処理施設整備交付金につきましては、公共下水道建設事業費に対する補助率2分の1の国庫交付金の収入であります。

次のページをお開きください。4款1項1目1節一般会計繰入金であります。右の備考欄をごらんください。一般会計繰入金につきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

次のページをお開きください。5款1項1目1節前年度繰越金であります。右の備考欄をごらんください。前年度繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金であります。

次のページをお開きください。6款1項1目1節預金利子であります。右の備考欄をごらんください。預金利子につきましては、下水道特別会計における預金利子であります。

次に、2項1目1節雑入であります。右の備考欄をごらんください。下水道受益者負担金相当額納付金につきましては、下水道計画区域外で下水道に接続しました27件分の下水道受益者負担金相当額の収入でございます。

次の岩舟町決算剰余金につきましては、合併に伴う岩舟町下水道特別会計上の決算剰余金であり

ます。

次のページをお開きください。7款1項1目1節公共下水道債であります。右の備考欄をごらんください。公共下水道建設事業債につきましては、公共下水道建設事業費に対する起債であります。

次に、2目1節流域下水道債であります。右の備考欄をごらんください。流域下水道建設事業債につきましては、流域下水道建設事業費の本市負担金に対する起債であります。

以上で平成26年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第7号の上程、説明

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第3、認定第7号 平成26年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

村上下水道課長。

○参事兼下水道課長（村上隆一君） ただいまご上程いただきました認定第7号 平成26年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。644、645ページをお開きください。1款1項1目一般管理費であります。右の備考欄をごらんください。備考欄最後の使用料徴収事務委託費につきましては、農業集落排水使用料徴収事務に伴う水道事業者への徴収事務委託料であります。

次のページをお開きください。2款1項1目施設管理費であります。右の備考欄をごらんください。施設管理費につきましては、市内にあります農集処理施設6カ所の維持管理、保守点検、保安管理などの施設管理業務等委託料及び施設の機器修繕工事が主なものであります。

次に、2目施設建設費であります。右の備考欄をごらんください。建設事業費につきましては、新規接続者8件分の汚水ます設置工事費及び舗装復旧工事費など農業集落排水にかかわる工事費であります。

次のページをお開きください。3款1項1目公債費元金であります。右の備考欄をごらんください。市債償還元金につきましては、農業集落排水事業のために借り入れた市債124件分の償還元金であります。

次の2目公債費利子につきましては、市債償還利子、これまで借り入れました市債134件分の償還利子であります。

次のページをお開きください。4款1項1目予備費につきましては、支出はありません。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。632、633ページをお開きください。1款1項1目

1 節受益者分担金であります。右の備考欄をごらんください。1 行目のみずほ西地区農業集落排水事業費分担金から 4 行目の本郷金井地区農業集落排水事業費分担金につきましては、地区ごとの事業費分担金の収入であります。

次のページをお開きください。2 款 1 項 1 目 1 節農業集落排水施設使用料であります。右の備考欄をごらんください。下皆川地区農業集落排水施設使用料から 6 行目の本郷金井地区農業集落排水施設使用料につきましては、各施設の使用料の収入であります。

7 行目の農業集落排水施設土地使用料につきましては、西方地域の集落排水施設内に設置しておりますケーブルテレビ用支柱の土地使用料の収入でございます。

次に、2 項 1 目 1 節農業集落排水申請手数料であります。右の備考欄をごらんください。1 行目の下皆川地区農業集落排水申請手数料から、6 行目の本郷金井地区農業集落排水申請手数料につきましては、各地区の排水接続に伴う計画確認及び検査手数料の収入であります。

638、639 ページをお開きください。3 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金であります。右の備考欄をごらんください。一般会計繰入金につきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

次のページをお開きください。4 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金であります。右の備考欄をごらんください。前年度繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金であります。

次のページをお開きください。5 款 1 項 1 目 1 節預金利子であります。右の備考欄をごらんください。預金利子につきましては、本会計における預金利子であります。

次に、2 項 1 目 1 節雑入であります。右の備考欄をごらんください。雑入につきましては、県道拡張工事に伴う県からの物件移転補償料であります。

以上で平成26年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第 8 号の上程、説明

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第 4、認定第 8 号 平成26年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

牧野大平都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長（牧野修一君） ただいまご上程いただきました認定第 8 号 平成26年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の歳出からご説明いたしますので、666、667 ページをお開きください。まず、1 款 1 項 1 目、備考欄の医療福祉モール管理費につきましては、既存の駐車場敷地と道路敷地の一部を合わせた介護老人保健施設への追加売り払いに必要となりました分筆のための用地測量業務委託料及び売り払う駐車場部分の排水構造物改修などの工事費並びに土地売り払いに伴う一般会計への繰出金が

主なものであります。

次のページをお開きください。2款1項1目、備考欄の市債償還元金につきましては、市内金融機関2行から借り入れました市債の償還元金であり、平成26年度分に加えて、土地の売払収入により元金残高を全て繰上償還したものであります。

次の2目、備考欄の市債償還利子につきましては、同じく借り入れました市債の平成26年度分の償還利子であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、658、659ページをお開きください。それでは、歳入についてご説明いたします。1款1項1目1節、備考欄の土地建物貸付につきましては、事業敷地内共用駐車場90台分と、介護老人保健施設建設工事の際に工事施工業者へ資材仮置き場として貸し出しました診療科予定地の土地貸付収入であります。

次の2項1目1節、備考欄の土地売払につきましては、介護老人保健施設に対します追加売り払いでありまして、駐車場敷地と道路敷地の一部、面積1,995.33平方メートルの売払収入であります。

次のページをお開きください。2款1項1目1節、備考欄の一般会計繰入金につきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

次のページをお開きください。3款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金であります。

次のページをお開きください。4款1項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、本特別会計における預金利子であります。

以上で平成26年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出決算について説明を終了させていただきます。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第10号の上程、説明

○委員長（岡 賢治君） 次に日程第5、認定第10号 平成26年度栃木市水道事業会計決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

古澤水道工務課長。

○水道工務課長（古澤一豊君） ただいまご上程をいただきました認定第10号 平成26年度栃木市水道事業会計決算についてご説明いたします。

別冊となっております決算書のほうをごらんいただきたいと思います。別冊で2冊あるのですが、決算書と決算資料のほうの決算書のほうをお願いします。決算の期間につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日までであります。

それでは、決算書の10ページをお開きください。決算附属書類の水道事業報告書からご説明いたしますが、1の概況と13ページの2の工事につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、22ページのほうをお開きください。22ページです。3の業務であります(1)、業務量につきましては、事業ごとに記載されておりますが、6事業分を合算いたしましたアの栃木市水道事業(全体)の表でご説明いたします。平成26年度末の給水人口は14万8,246人で、前年度と比較いたしますと203人、率にして0.14%の減少となっております。記載はございませんが、行政区域内人口に対する普及率は90.5%で、前年度と比較しまして0.3%ほど増加いたしました。

次に、給水戸数につきましては5万6,467戸、前年度比較では874戸、率にして1.6%増加となっております。

また、年間配水量につきましては、前年度比較で2,541立方メートルの増、年間有収水量につきましては、前年度比較で1,780立方メートルの増、記載はございませんが、有収率につきましては76.1%で、前年度と同率であります。なお、有収率につきましては、平成25年度給水人口10万人以上15万人未満の全国平均であります89.8%及び本県14市の平均の84.2%と比較いたしますと、まだ低い状況にあります。今後も、引き続き有収水量の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、27ページ、4の会計、29ページ、5のその他につきましては省略させていただきます。

恐れ入りますが、1ページ、2ページにお戻りください。決算報告書であります。まず、上の表、収益的収入及び支出の収入であります。第1款水道事業収益につきましては、予算額28億2,715万円に対しまして、決算額は28億3,241万6,812円で、予算額と比較いたしますと526万6,812円、率にして0.2%上回りました。

水道事業収益の主なものといたしましては、第1項の営業収益の水道料金、第2項の営業外収益に含まれます一般会計からの企業債利息補助であります。

次に、下の表、支出であります。第1款水道事業費用につきましては、予算額26億6,141万5,000円に対しまして、決算額は23億7,863万5,140円、不用額は2億8,277万9,860円、執行率は89.4%であります。

水道事業費用の主なものといたしましては、第1項の営業費用に含まれます浄水場の維持管理費並びに減価償却費、第2項の営業外費用に含まれます企業債支払利息、それに第3項特別損失に含まれます過年度損益修正損の漏水の減免等であります。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。上の表、資本的収入及び支出の収入であります。第1款資本的収入につきましては、予算額4億1,249万1,000円に対しまして、決算額は4億339万6,363円で、予算額と比較いたしますと909万4,637円、率にして2.2%下回っております。資本的収入の主なものといたしましては、第1項企業債、第2項出資金の寺尾地区簡易水道事業に対する出資金、第3項補助金の国庫補助金、第4項負担金に含まれます下水道工事に伴う水道工事負担金であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出につきましては、予算額20億184万3,000円に對しまして、決算額は17億448万4,377円、翌年度繰越額は1億7,514万9,600円、不用額は1億2,220万9,023円、執行率は85.1%であります。資本的支出の主なものとしたしましては、第1項建設改良費に含まれます寺尾地区簡易水道事業費、上水道整備事業費、老朽管更新事業費及び第2項の企業債償還金であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額13億108万8,014円は、表の下に記載のとおり補填いたしました。

続きまして、5ページをお開き願います。損益計算書であります。下から4行目の当年度純利益は3億9,681万2,009円で黒字決算となっておりますが、平成26年度から適用いたしました新会計基準により、見かけ上の収益が大きくなっております。その下の行、繰り越した利益剰余金はございませんが、その他未処分利益剰余金変動額5億3,000万円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は9億2,681万2,009円となりました。なお、その他未処分利益剰余金変動額5億3,000万円につきましては、補填財源として取り崩しました減債積立金3億3,000万円と建設改良積立金2億円を合わせたものであります。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。貸借対照表であります。7ページ、資産の部、一番下の行、資産合計は269億2,658万3,999円で、前年度と比較いたしますと4億7,436万6,751円、率にして1.7%の減少をしております。

次に、8ページをごらんください。負債の部、中段の負債合計148億8,710万3,174円、前年度との比較で9億2,117万8,760円、率にして5.8%ほど減少しております。

次に、資本の部、下から3行目の資本合計120億3,948万825円、前年度との比較で4億4,681万2,009円、率にして3.9%ほど増加しております。

次に、負債、資本の合計につきましては、資産合計と同額であります。

続きまして、9ページをお開き願います。剰余金計算書と剰余金処分計算書(案)であります。説明は省略させていただきます。

続きまして、30ページをお開き願います。キャッシュ・フロー計算書であります。まず、1の業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、項目の合計額が12億7,166万7,758円のプラスとなっており、事業活動が順調に行われてきております。

次に、2の投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、項目の合計が11億4,695万6,697円のマイナスになっており、出流浄水場の建設や水道管の布設等必要な投資をしてきております。

また、1の業務活動、2の投資活動によるキャッシュ・フローを合わせましたフリーキャッシュ・フローも1億2,471万1,061円のプラスとなっておりますことから、財政的に安定していると考えております。

次に、3の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、起債等による資金調達を抑え、企業債の償還に努めましたことから、5億3,953万1,785円のマイナスとなっております。

よって、資金期末残高から資金期首残高を差し引きました資金増加額は4億1,482万724円の減少となっております。

続きまして、32ページから37ページの収益費用明細書と38ページ、39ページの固定資産明細書は、貸借対照表を補足する有形固定資産と無形固定資産の内訳であります。説明は省略させていただきます。

続きまして、40ページから55ページは、企業債の借入れ状況を明細書として記載してあります。

恐れ入りますが、54ページ、55ページをごらんください。企業債につきましては、当年度新たに1億円を借入れまして、平成26年度末の未償還起債残高は98億4,119万9,526円となりました。未償還起債残高を前年度と比較いたしますと5億3,953万1,785円、率にして5.2%の減少となっております。

以上で栃木市水道事業会計の決算の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては9月15日開催の常任委員会において審査願うこととなりますので、本日は聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長（岡 賢治君） 以上で建設常任委員会を終了いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 3時09分）